

令和
3年度

市内で新たに創業する方に対し

創業に係る経費等の一部を補助します。



(千葉市創業支援補助金)

<補助率1/2・最大30万円まで>

1 補助事業者 : 次に掲げる要件のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 補助金交付申請時点で創業2年以内の創業者又は創業予定者。
- (2) 特定創業支援等事業の全日程を受講した創業者又は創業予定者。
(受講から2年以内)
- (3) 市内に住民票若しくは主たる事業所を置く個人又は市内に本店を設置する法人。



▽特定創業支援等事業とは?

経営、財務、人材育成・販路開拓の全ての知識を習得でき、1か月以上かけて継続的に実施する創業者向けの事業

※R3特定創業支援事業(予定) : 7講座

- ・CHIBA-LABO(市)、創業者研修2回(産業振興財団)、
創業スクール1回(千葉商工会議所)、創業スクール2回(千葉県信用保証協会)、
スタートアップ型創業支援スクール1回(亥鼻イノベーションプラザ)



2 対象経費

- (1) 創業時に必要な経費(申請書作成等経費他)
 - (2) 事業活動に直接関わる経費(工事費、設備費、広報費他)
- ※消耗品費や日常的な事業活動に係る経費ではなく、創業準備、事業開始に必要な経費であること。

3 補助額

補助対象経費(税抜き)の1/2以内、最大30万円まで

4 申請期間 : 各募集において予算額に達した時点で受付を終了する場合があります。

- 1次募集 : 8月11日(水) ~ 9月7日(火) 必着
- 2次募集 : 12月1日(水) ~ 12月28日(火) 必着

※経営支援機関に事業計画書に関する経営支援を受けていただく必要がありますので、余裕を持った申請をお願いいたします。

5 申請方法

申請書類を原則郵送でご提出ください。

○提出先 ○

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市産業支援課 創業支援補助金担当 宛

必ず
Check!!

★詳細や申請書類等については、市ホームページをご覧ください。★

<https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/sangyo/2021sougyoussiennhozyokin.html>



問合せ先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市 経済農政局 経済部 産業支援課

TEL:043-245-5292 Fax :043-245-5590 Email:sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp